

審査意見への対応を記載した書類（6月）（本文）

（目次）歯科技工学科

1. 本学の掲げるカリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシーとの対応関係が示されておらず、例えば、CP「（1）全人的視点から口腔機能の回復・向上するための基礎教育と専門教育を行う。」が、具体的にどのディプロマ・ポリシーと対応するのか判然とせず、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力をどのようなカリキュラム・ポリシーに基づき修得させるのか不明確であることから、ディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシーが適切に設定されているのか疑義がある。このため、ディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシーが適切に設定されていることについて、図表を用いる等により、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

2. 審査意見1のとおり、カリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があることから、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。加えて、教育目標に「（6）多職種の中での役割を理解し、協働連携できる歯科技工士を育成する」ことを掲げているが、シラバスを確認する限り、多職種連携について取扱う授業科目は「健康科学」「歯科技工管理学」の2科目しかなく、授業回数もそれぞれ1回ずつしかなく見受けられることから、どのようにして教育目標に掲げる「多職種の中での役割を理解し、協働連携できる」人材を養成する計画なのか判然とせず、教育目標に整合した教育課程が適切に編成されているとは判断することができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえつつ、本学の教育課程が教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育内容が網羅され、体系的が担保された上で、適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

3. 本学科の目的に掲げられている「医学の一領域・生命と人体の健康を担当する医療人」としての歯科技工士を養成するに当たっては、計画された教育課程に加えて、一般的に感染対策に関する知識を身に付けていることが求められるが、感染対策に関する知識を教授する科目が見受けられない。このため、感染対策に関する知識を教授する授業科目を配置しないことの妥当性を説明するか、必要に応じて適切に改めることが望ましい。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9

4. 本学の入学者選抜について、選抜区分によって対応するアドミッション・ポリシーが異なることから、アドミッション・ポリシーに定める資質・能力等の全てを全志願者に対して問わない計画であるように見受けられる。その場合であっても、アドミッショ

ン・ポリシーに定める資質・能力等のうち、本学において中核的と考えるものは全志願者について評価・判定する必要があるが、本学において中核的と考える資質・能力等が判然としないことから、アドミッション・ポリシーに整合した適切な入学者選抜になっているとは判断することができない。また、本学の入学者選抜のうち「一般選抜Ⅰ」については、学力試験を実施する計画であるが、本学が掲げるアドミッション・ポリシーを確認する限り、「知識・技能」に当たる内容は見受けられず、学力試験においてどのような資質・能力等を評価・判定するのか判然としないことから、アドミッション・ポリシーに整合した入学者選抜になっているのか疑義がある。このため、本学が掲げるアドミッション・ポリシーのうち中核的と考える資質・能力等を明示するとともに、本学の入学者選抜がアドミッション・ポリシーに掲げる資質・能力等を適切に身に付けていることを確認することができる選抜方法であることについて明確に説明するとともに、必要に応じて改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・P15

5. 「教員名簿」に調書番号1の教員の記載がなく、「教員個人調書」との間で書類の不整合があるため、適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・P18

6. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を基幹教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として基幹教員が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。(是正事項)・・・・・・・・P19

7. 本学の校舎面積について、短期大学設置基準別表第二の備考7のただし書を適用し、本学の専用部分に、隣接する日本歯科大学(新潟歯学部)との共用部分を加えることにより、同基準第31条に規定する校舎面積基準を満たそうとする計画であると考えられる。しかしながら、基本計画書の「校舎」に記載されている面積を確認する限り、日本歯科大学の校舎の専用部分と本学と日本歯科大学の共用部分の面積の合計が、大学設置基準第37条の2に規定する必要校舎面積を下回っていることから、短期大学設置基準別表第二の備考7のただし書を適用し、隣接する日本歯科大学(新潟歯学部)との共用部分を加えることができるのか疑義があることから、本学の校舎面積が短期大学設置基準第31条の規定を適切に満たしているとは判断できない。このため、日本歯科大学の校舎の専用部分と本学と日本歯科大学の共用部分の面積の合計が大学設置基準第37条の2に規定する必要校舎面積を上回っていることを示すことにより、短期大学設置基準別表第二の備考7のただし書を適用し、本学の専用部分に隣接する日本歯科大学(新潟歯学部)との共用部分を加えることで同基準第31条に規定する校舎面積基準を満たすことを明らかにすること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・P25

(是正事項) 歯科技工学科

1. 本学の掲げるカリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシーとの対応関係が示されておらず、例えば、CP「(1) 全人的視点から口腔機能の回復・向上するための基礎教育と専門教育を行う。」が、具体的にどのディプロマ・ポリシーと対応するのか判然とせず、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力をどのようなカリキュラム・ポリシーに基づき修得させるのか不明確であることから、ディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシーが適切に設定されているのか疑義がある。このため、ディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシーが適切に設定されていることについて、図表を用いる等により、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

上記のご指摘を踏まえ、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの対応関係を明確にするために、カリキュラムマップ【資料1】を追加添付した。また、このマップに基づき入学者選抜区分から本学が養成しようとする人材像までの教育過程を相関図に示し【資料2】、ディプロマ・ポリシーとその到達に必要なカリキュラム・ポリシーとの関連性・整合性を可視化し明確にした。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>(本文 P6)</p> <p>【ディプロマ・ポリシー】</p> <p>本学では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得することにより、短期大学士の学位が与えられるとともに、歯科技工士国家試験受験資格を取得できます。</p> <p>(1) 地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる。</p> <p>(2) 豊かな人間性を持ち、相手を尊重した対応ができる。</p> <p>(3) 歯科技工の専門職としての倫理観と高度な知識・技術を有する。</p> <p>(4) 歯科技工士として生涯にわたり継続して自己研鑽ができる。</p> <p>(5) 長寿社会に対応した地域包括ケアを</p>	<p>(本文 P6)</p> <p>【ディプロマ・ポリシー】</p> <p>本学では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得することにより、短期大学士の学位が与えられるとともに、歯科技工士国家試験受験資格を取得できます。</p> <p>(1) 地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる。</p> <p>(2) 豊かな人間性を持ち、相手を尊重した対応ができる。</p> <p>(3) 歯科技工の専門職としての倫理観と高度な知識・技術を有する。</p> <p>(4) 歯科技工士として生涯にわたり継続して自己研鑽ができる。</p> <p>(5) 長寿社会に対応した地域包括ケアを</p>

<p>実践できる。</p> <p><u>本学ではディプロマ・ポリシーを修得させるために必要な科目を、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養科目及び専門基礎・臨床科目で構成している。各授業科目とカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとの関連を示したカリキュラム・マップを示す【資料 31】。また、このカリキュラム・マップに基づき作成したカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの相関図を示す【資料 32】。これらの図表が示すように、本学はアドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜の実施からディプロマ・ポリシー到達のために必要なカリキュラム・ポリシーの設定まで、シームレスな整合性のとれた一連の流れとして教育課程を構築している。</u></p> <p><u>(資料 P286～287)</u></p> <p><u>31 歯科技工学科カリキュラムマップ</u></p> <p><u>32 養成する人材像と三つのポリシーの相関図</u></p>	<p>実践できる。</p> <p>(追加)</p>
--	---------------------------

(是正事項) 歯科技工学科

2. 審査意見1のとおり、カリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があることから、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。加えて、教育目標に「(6) 多職種の中での役割を理解し、協働連携できる歯科技工士を育成する」ことを掲げているが、シラバスを確認する限り、多職種連携について取扱う授業科目は「健康科学」「歯科技工管理学」の2科目しかなく、授業回数もそれぞれ1回ずつしかないように見受けられることから、どのようにして教育目標に掲げる「多職種の中での役割を理解し、協働連携できる」人材を養成する計画なのか判然とせず、教育目標に整合した教育課程が適切に編成されているとは判断することができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえつつ、本学の教育課程が教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育内容が網羅され、体系的性が担保された上で、適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

医療の高度化、複雑化に伴い、歯科技工士においても多職種との連携は重要課題となっている。訪問歯科診療や地域包括ケアシステムが機能するためには多職種連携は必須でありその中で歯科技工士の役割は今後さらに重要になると考えられる。特に近年では、訪問歯科診療における補綴装置の製作や調整・修理に加え、脳血管疾患や機能障害などによる摂食・嚥下障害に用いられる舌接触補助床の製作など、歯科技工士が活躍する場面は広がりつつあり、医科・福祉系の職種との連携が重要となっている。多職種と連携するには、共通言語となる医学用語、福祉用語の理解と関連職種にかかわる広い知識が不可欠となる。そこで本学では、「健康科学」、「歯科技工管理学」、「歯科技工学概論」において多職種連携における歯科技工士の役割と知識を教授し、実際の訪問歯科診療現場での実施状況を「専門歯科治療概論」、「有床義歯技工学Ⅱ」、「歯科技工実習」で実施される臨床実習において教授する。これにより教育目標「(6) 多職種の中での役割を理解し、協働連携できる歯科技工士を育成する」を到達するよう教育課程を構築している。

上記のご指摘を踏まえ、歯科技工士のキャリア関連の授業内容を「歯科技工学概論」に、実際の臨床（訪問歯科診療）現場で義歯修理等の際に行われる多職種との協働連携を修得する授業を「有床義歯技工学Ⅱ」に追加し、それぞれ授業科目の概要及びシラバスを修正した。また、教育課程とカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの関連をカリキュラムマップ【資料1】及び相関図【資料2】で示し、可視化することで明確にした。

(新旧対照表) 授業計画 (授業科目の概要)

新	旧
<p>(P7)</p> <p>【有床義歯技工学Ⅱ】</p> <p>歯科補綴治療の目的は人工物(補綴装置)を用いた口腔の諸機能の回復と残存組織の保全であり、その治療対象は極めて広く治療内容も多種多様である。本演習では、まず歯科補綴治療の目的を達成するために必要な顎口腔系の形態と機能を理解し、そのうえで患者固有の形態と機能に調和した補綴装置とはどのようなものかを考える。また、有床義歯製作の治療手順を学び、各臨床ステップにおける技工操作法と器材の取り扱い法について修得する。<u>また、今後さらに重要となる訪問歯科診療における歯科技工士の役割と、他の専門職との多職種連携に必要な知識と技術を修得する。</u></p>	<p>(P7)</p> <p>【有床義歯技工学Ⅱ】</p> <p>歯科補綴治療の目的は人工物(補綴装置)を用いた口腔の諸機能の回復と残存組織の保全であり、その治療対象は極めて広く治療内容も多種多様である。本演習では、まず歯科補綴治療の目的を達成するために必要な顎口腔系の形態と機能を理解し、そのうえで患者固有の形態と機能に調和した補綴装置とはどのようなものかを考える。また、有床義歯製作の治療手順を学び、各臨床ステップにおける技工操作法と器材の取り扱い法について修得する。</p>

(新旧対照表) シラバス

新	旧
<p>(P25)</p> <p>【歯科技工学概論】</p> <p>第1回 (行動目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療の仕組みを説明する。 2. 歯科医療、<u>歯科技工</u>の特異性を説明する。 3. 歯科技工士の役割を説明する。 <p>(略)</p> <p>第7回 (授業内容)</p> <p>歯科技工士の就労と<u>キャリア形成</u></p> <p>(行動目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歯科技工士の就職状況、<u>雇用</u>、<u>キャリア</u> 	<p>(P25)</p> <p>【歯科技工学概論】</p> <p>第1回 (行動目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療の仕組みを説明する。 2. 歯科医療の特異性を説明する。 3. 歯科技工士の役割を説明する。 <p>(略)</p> <p>第7回 (授業内容)</p> <p>歯科技工士の就労</p> <p>(行動目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歯科技工士の就職状況を説明する。

<p><u>ア形成を説明する。</u></p> <p>2. <u>歯科技工士の就労状況、ライフコースを説明する。</u></p> <p>3. <u>口腔と全身との関連について説明する。</u></p> <p>4. <u>全身に影響する口腔疾患や不良補綴物について説明する。</u></p> <p>(P61)</p> <p>【有床義歯技工学Ⅱ】 (略)</p> <p>第12回 (行動目標)</p> <p>1. 破折と破損の原因を説明する。 2. 義歯の修理方法を説明する。 3. <u>リベースとリラインの目的を説明する。</u> 4. <u>リベースとリラインの方法を説明する。</u></p> <p>(準備学習)</p> <p>教科書Ⅳ:20 修理と21 リベースおよびリラインを読む。</p> <p>第13回 (授業内容)</p> <p><u>訪問歯科診療の現状と歯科技工士の役割</u> (行動目標)</p> <p>1. <u>訪問歯科診療における歯科技工士の役割を説明する。</u> 2. <u>医療・福祉職種等との多職種連携について説明する。</u> 3. <u>多職種連携に必要な項目を説明する。</u> 4. <u>制約された環境下での歯科技工操作について説明する。</u></p> <p>(準備学習)</p> <p><u>歯科技工管理学の関連項目を読む。</u></p>	<p>2. 歯科技工士の就労状況を説明する。</p> <p>(P61)</p> <p>【有床義歯技工学Ⅱ】 (略)</p> <p>第12回 (行動目標)</p> <p>1. 破折と破損の原因を説明する。 2. 義歯の修理方法を説明する。</p> <p>(準備学習)</p> <p>教科書Ⅳ:20 修理を読む。</p> <p>第13回 (授業内容)</p> <p>リベースおよびリライン (行動目標)</p> <p>1. リベースとリラインの目的を説明する。 2. リベースとリラインの方法を説明する。</p> <p>(準備学習)</p> <p>教科書Ⅳ:21 リベースおよびリラインを読む。</p>
---	--

(略)	(略)
<p>第 15 回</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 全部床義歯の製作順序と歯科技工内容を説明する。</p> <p>2. 部分床義歯製作順序と歯科技工内容を説明する。</p> <p>3. <u>歯科技工士に必要な他の専門職との多職種連携について説明する。</u></p>	<p>第 15 回</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 全部床義歯の製作順序と歯科技工内容を説明する。</p> <p>2. 部分床義歯製作順序と歯科技工内容を説明する。</p>

(改善事項) 歯科技工学科

3. 本学科の目的に掲げられている「医学の一領域・生命と人体の健康を担当する医療人」としての歯科技工士を養成するに当たっては、計画された教育課程に加えて、一般的に感染対策に関する知識を身に付けていることが求められるが、感染対策に関する知識を教授する科目が見受けられない。このため、感染対策に関する知識を教授する授業科目を配置しないことの妥当性を説明するか、必要に応じて適切に改めることが望ましい。

(対応)

医療現場では新興感染症や再興感染症の拡大、易感染性宿主の増加などさまざまな問題に直面している。歯科領域の患者は、感染症の有無が不明のまま診療を受ける場合がほとんどであり、すべての患者が感染症であるとして対処する、スタンダード・プリコーションの概念が導入され本学新潟病院においても実施されている。特に歯科技工現場では、歯科技工物を通して直接患者の血液や唾液等に触れる恐れが高いため、患者から医療従事者へ、医療従事者から患者への感染、さらに患者交差感染などのリスクを回避しなければならない。また、歯科技工物などに対する感染対策は材料の変形や劣化等につながることもありその対応や、歯科技工過程で生じる廃棄物の処理や技工室内の環境管理への対応も必要となる。本学では、こうした歯科技工士特有の環境を踏まえた感染対策を教授するために、まず「健康科学」、「歯科技工管理学」、「歯科技工学概論」で歯科技工士として必要な基本的な感染対策を、続く「歯科技工実習」で実際の臨床現場の院内感染防止対策を含めた知識と技術を教授する教育課程を構築している。

上記のご指摘を踏まえ、感染対策を教授する授業科目と内容が明確となるよう、「健康科学」、「歯科技工管理学」、「歯科技工学概論」、「歯科技工実習」についてそれぞれ授業科目の概要及びシラバスを修正した。

(新旧対照表) 授業計画 (授業科目の概要)

新	旧
(P6) 【健康科学】 地域包括ケアシステムの中で在宅訪問歯科での歯科技工業務に対応するスキルを持ち、歯科医療従事者として備えるべき健康の障害要因や公衆衛生、 <u>感染症対策</u> 、社会保障に関わる諸問題や最新情報を把握するために、予防医学の基礎や疫学的	(P6) 【健康科学】 地域包括ケアシステムの中で在宅訪問歯科での歯科技工業務に対応するスキルを持ち、歯科医療従事者として備えるべき健康の障害要因や公衆衛生、社会保障に関わる諸問題や最新情報を把握するために、予防医学の基礎や疫学的視点から健

<p>視点から健康増進や疾病予防に関する手法の基礎を学ぶ総論的な講義内容で構成されている。広くわが国の社会保障の視点から歯科技工の専門性を理解し、歯科医療現場や地域の連携システムのなかで必要な知識を修得する。</p> <p>(P7)</p> <p>【歯科技工管理学】</p> <p>歯科技工士としての業務を適切に遂行するために、歯科技工士法、歯科医師法、医療法、医薬品医療機器等法に関する知識を身につけ、<u>歯科医療管理の視点で歯科技工所の開設や管理、設備管理および感染制御等</u>に関する基礎的知識を修得する。歯科医療・歯科技工管理は実際に診療を行うに当たって、いかにして歯科学を臨床に応用するかを考究することを目的とし、時代の要求から従来の診療所、技工所のみにとどまらず社会の中での歯科のありかたを考察する社会歯科学的視点からの講義体系で構成される。</p> <p>【歯科技工学概論】</p> <p>歯科技工士として歯科医療に携わるために必要となる医療の仕組みや歯科技工業務について理解するとともに顎口腔系の機能とその回復方法、使用材料や器材の概要、<u>歯科技工士に必要な感染症予防対策</u>を学ぶ。歯科医療の特性から歯科技工物の必要性を理解し口腔機能や口腔に関する審美性といった技工物の基本要件を学修する。また、歯科技工に必要な材料の管理や安全性、歯科技工物の品質管理、歯科技工室の衛生管理や安全管理についての基本的事項を学修する。</p>	<p>健康増進や疾病予防に関する手法の基礎を学ぶ総論的な講義内容で構成されている。広くわが国の社会保障の視点から歯科技工の専門性を理解し、歯科医療現場や地域の連携システムのなかで必要な知識を修得する。</p> <p>(P7)</p> <p>【歯科技工管理学】</p> <p>歯科技工士としての業務を適切に遂行するために、歯科技工士法、歯科医師法、医療法、医薬品医療機器等法に関する知識を身につけ、<u>歯科医療管理の視点で歯科技工所の開設や管理、設備管理等</u>に関する基礎的知識を修得する。歯科医療・歯科技工管理は実際に診療を行うに当たって、いかにして歯科学を臨床に応用するかを考究することを目的とし、時代の要求から従来の診療所、技工所のみにとどまらず社会の中での歯科のありかたを考察する社会歯科学的視点からの講義体系で構成される。</p> <p>【歯科技工学概論】</p> <p>歯科技工士として歯科医療に携わるために必要となる医療の仕組みや歯科技工業務について理解するとともに顎口腔系の機能とその回復方法、使用材料や器材の概要を学ぶ。歯科医療の特性から歯科技工物の必要性を理解し口腔機能や口腔に関する審美性といった技工物の基本要件を学修する。また、歯科技工に必要な材料の管理や安全性、歯科技工物の品質管理、歯科技工室の衛生管理や安全管理についての基本的事項を学修する。</p>
---	--

<p>【歯科技工実習】 本実習の目的はこれまでの講義・基礎実習の内容に加え、日本歯科大学新潟病院での臨床実習を通して実際の医療現場での歯科技工士の役割り、<u>感染制御や医療安全などの必要とされる知識および技能を修得することである。</u>また、実際に製作した補綴装置がどのように患者さんに用いられているのかを体験し、多職種のスタッフとの中で円滑なチーム医療を行うことができる歯科技工士としての総合的な実力を身につける。日本歯科大学新潟病院での先進的な歯科技工システムや専門的な歯科治療における補綴装置の製作など、今後必要となる歯科技工技術についても修得する。</p>	<p>【歯科技工実習】 本実習の目的はこれまでの講義・基礎実習の内容に加え、日本歯科大学新潟病院での臨床実習を通して実際の医療現場での歯科技工士の役割り、必要とされる知識および技能を修得することである。また、実際に製作した補綴装置がどのように患者さんに用いられているのかを体験し、多職種のスタッフとの中で円滑なチーム医療を行うことができる歯科技工士としての総合的な実力を身につける。日本歯科大学新潟病院での先進的な歯科技工システムや専門的な歯科治療における補綴装置の製作など、今後必要となる歯科技工技術についても修得する。</p>
--	---

(新旧対照表) シラバス

新	旧
<p>(P13) 【健康科学】 (略) 第4回 (授業内容) 社会保障制度の概要(2) <u>感染症対策の基礎</u> (行動目標) 1. 健康、歯科口腔保健に関する法について説明する。 2. 歯科医療関係法規について説明する。 3. 保健医療福祉の各施設や多職種連携について説明する。 <u>4. 感染症の定義と成立要件について説明する。</u> <u>5. 感染症予防対策の基礎と感染制御について説明する。</u></p>	<p>(P13) 【健康科学】 (略) 第4回 (授業内容) 社会保障制度の概要(2) (行動目標) 1. 健康、歯科口腔保健に関する法について説明する。 2. 歯科医療関係法規について説明する。 3. 保健医療福祉の各施設や多職種連携について説明する。</p>

<p>(P21)</p> <p>【歯科技工管理学】</p> <p>第1回</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 歯科技工学の意義について説明できる。</p> <p><u>2. 歯科医療および歯科技工の特徴を説明できる。</u></p> <p>3. 歯科技工士と他の歯科職種との関係性を説明できる。</p> <p>第2回</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 歯科技工士の役割・業務について説明できる。</p> <p>2. 歯科技工士の就業先や業務形態を説明できる</p> <p><u>3. 歯科技工における安全管理について説明できる。</u></p> <p><u>4. 歯科技工における感染症予防対策について説明できる。</u></p> <p>第3回</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 歯科技工業務の概要について説明できる。</p> <p>2. 歯科技工の法的背景を説明できる。</p> <p><u>3. 歯科技工所の開設、管理について説明できる。</u></p> <p><u>4. 塵埃および感染源による汚染防止対策を説明できる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8回</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. <u>歯科技工中の感染予防対策について説明できる。</u></p> <p><u>2. 歯科技工過程で生じる廃棄物処理について説明できる。</u></p>	<p>(P21)</p> <p>【歯科技工管理学】</p> <p>第1回</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 歯科技工学の意義について説明できる。</p> <p>2. 歯科技工士と他の歯科職種との関係性を説明できる。</p> <p>第2回</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 歯科技工士の役割・業務について説明できる。</p> <p>2. 歯科技工士の就業先や業務形態を説明できる</p> <p>第3回</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 歯科技工業務の概要について説明できる。</p> <p>2. 歯科技工の法的背景を説明できる。</p> <p>3. 歯科技工所について説明できる。</p> <p>(略)</p> <p>第8回</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 技工中の感染予防対策について説明できる。</p> <p>2. 国家統計の結果の特徴を説明できる。</p>
---	--

<p>3. <u>歯科技工所の環境汚染対策を説明できる。</u></p> <p>4. 国家統計の結果の特徴を説明できる。</p> <p>5. 歯科医療現場での多職種連携について説明できる。</p> <p>(P25)</p> <p>【歯科技工学概論】</p> <p>(略)</p> <p>第4回</p> <p>(授業内容)</p> <p><u>歯科材料、歯科技工物の安全性確保と管理</u></p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 歯科材料の特徴、<u>種類</u>を説明する。</p> <p>2. <u>歯科技工物の安全管理と感染症予防対策を説明する。</u></p> <p>3. 歯科材料、<u>機材</u>に求められる安全性を説明する。</p> <p>4. <u>事故、院内感染の発生時の対応を説明する。</u></p> <p>第5回</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 歯科技工の運営を説明する。</p> <p>2. 歯科技工の品質管理・品質保証を説明する。</p> <p>3. 歯科技工の品質管理に関する法令を説明する。</p> <p>4. <u>歯科技工過程での安全対策と感染症対策を説明する。</u></p> <p>第6回</p> <p>(授業内容)</p> <p><u>歯科技工における衛生管理と危機管理</u></p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 口腔健康管理の目的と<u>方法</u>を説明する。</p>	<p>3. 歯科医療現場での多職種連携について説明できる。</p> <p>(P25)</p> <p>【歯科技工学概論】</p> <p>(略)</p> <p>第4回</p> <p>(授業内容)</p> <p>歯科材料の安全性</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 歯科材料の特徴を説明する。</p> <p>2. 歯科材料の種類を説明する。</p> <p>3. 歯科材料に求められる安全性を説明する。</p> <p>第5回</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 歯科技工の運営を説明する。</p> <p>2. 歯科技工の品質管理・品質保証を説明する。</p> <p>3. 歯科技工の品質管理に関する法令を説明する。</p> <p>第6回</p> <p>(授業内容)</p> <p>歯科技工における衛生管理</p> <p>(行動目標)</p> <p>1. 口腔健康管理の目的を説明する。</p>
---	--

2. <u>介護予防対策の概要を説明する。</u>	2. 口腔健康管理の方法を説明する。
3. <u>歯科技工業務による感染症リスクを説明する。</u>	3 歯科技工士業務と口腔健康管理の関係を説明する。
4. <u>感染リスクがある石膏模型の取扱いを説明する。</u>	

(是正事項) 歯科技工学科

4. 本学の入学者選抜について、選抜区分によって対応するアドミッション・ポリシーが異なることから、アドミッション・ポリシーに定める資質・能力等の全てを全志願者に対して問わない計画であるように見受けられる。その場合であっても、アドミッション・ポリシーに定める資質・能力等のうち、本学において中核的と考えるものは全志願者について評価・判定する必要があるが、本学において中核的と考える資質・能力等が判然としないことから、アドミッション・ポリシーに整合した適切な入学者選抜になっているとは判断することができない。また、本学の入学者選抜のうち「一般選抜Ⅰ」については、学力試験を実施する計画であるが、本学が掲げるアドミッション・ポリシーを確認する限り、「知識・技能」に当たる内容は見受けられず、学力試験においてどのような資質・能力等を評価・判定するのか判然としないことから、アドミッション・ポリシーに整合した入学者選抜になっているのか疑義がある。このため、本学が掲げるアドミッション・ポリシーのうち中核的と考える資質・能力等を明示するとともに、本学の入学者選抜がアドミッション・ポリシーに掲げる資質・能力等を適切に身に付けていることを確認することができる選抜方法であることについて明確に説明するとともに、必要に応じて改めること。

(対応)

上記審査意見に鑑み、入学者選抜及び三つのポリシー関連について以下のとおり対応した。

入学者選抜→アドミッション・ポリシー→カリキュラム・ポリシー→ディプロマ・ポリシー→養成する人材像までの関係性を可視化し、本学の方針を明確にした【資料2】。

アドミッション・ポリシー(4)に「基礎的な学力が備わり、」を追記することにより、適切な知識・技能の有無を確認することを可能とした。

入学者選抜の全区分においてアドミッション・ポリシー1から5までを対応させ、選抜方法ごとの対比を可視化し、アドミッション・ポリシーに定める全ての資質・能力等を確認することを可能とした【資料3】。

傾斜配点を設定することにより、受験生の多様性に対応することを可能とした。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
(本文 P4～5) 【アドミッション・ポリシー】 本学は、以下のような学生を求めます。 (1) 医療人として地域社会に貢献する強い意志をもつ人	(本文 P4～5) 【アドミッション・ポリシー】 本学は、以下のような学生を求めます。 (1) 医療人として地域社会に貢献する強い意志をもつ人

<p>(2) 相手を観察し理解できる協調性の豊かな人 (3) プロフェッションとして高い倫理観をもつ人 (4) <u>基礎的な学力が備わり、生涯にわたり継続的に能力の向上に努める人</u> (5) 長寿社会における歯科医療の役割を理解できる人</p> <p>(本文 P24～26) 【アドミッション・ポリシー】 本学は、以下のような学生を求めます。 (1) 医療人として地域社会に貢献する強い意志をもつ人 (2) 相手を観察し理解できる協調性の豊かな人 (3) プロフェッションとして高い倫理観をもつ人 (4) <u>基礎的な学力が備わり、生涯にわたり継続的に能力の向上に努める人</u> (5) 長寿社会における歯科医療の役割を理解できる人</p> <p>また、入学者選抜の実施については、上記アドミッション・ポリシーに敵う学生の確保を実現させるため、以下の内容を予定している 【資料 33】。</p> <p>・ 総合型選抜 I (定員 6 人) → 志願理由書、調査書、小論文、集団討論 <u>(高配点)</u>、面接 ・ 総合型選抜 II (定員若干名) → 志願理由書、調査書、小論文、集団討論 <u>(高配点)</u>、面接</p>	<p>(2) 相手を観察し理解できる協調性の豊かな人 (3) プロフェッションとして高い倫理観をもつ人 (4) 生涯にわたり継続的に能力の向上に努める人 (5) 長寿社会における歯科医療の役割を理解できる人</p> <p>(本文 P24～26) 【アドミッション・ポリシー】 本学は、以下のような学生を求めます。 (1) 医療人として地域社会に貢献する強い意志をもつ人 (2) 相手を観察し理解できる協調性の豊かな人 (3) プロフェッションとして高い倫理観をもつ人 (4) 生涯にわたり継続的に能力の向上に努める人 (5) 長寿社会における歯科医療の役割を理解できる人</p> <p>また、入学者選抜の実施については、上記アドミッション・ポリシーに敵う学生の確保を実現させるため、以下の内容を予定している。</p> <p>・ 総合型選抜 I (定員 6 人) AP(1)(2)(4)(5) → 志願理由書、調査書、小論文、集団討論、面接 ・ 総合型選抜 II (定員若干名) AP(1)(2)(4)(5) → 志願理由書、調査書、小論文、集団討論、面接</p>
--	---

<p>・学校推薦型選抜（定員 10 人）</p> <p>→ 志願理由書、調査書、小論文、面接 <u>（高配点）</u></p> <p>・社会人選抜（定員若干名）</p> <p>→ 志願理由書、調査書又は大学等の成績証明書、小論文、面接 <u>（高配点）</u></p> <p>・一般選抜Ⅰ（定員 4 人）</p> <p>→ 志願理由書、調査書又は大学等の成績証明書、学力試験 <u>（高配点）</u>、面接</p> <p>・一般選抜Ⅱ（定員若干名）</p> <p>→ 志願理由書、調査書又は大学等の成績証明書、小論文 <u>（高配点）</u>、面接</p> <p>・一般選抜Ⅲ（定員若干名）</p> <p>→ 志願理由書、調査書又は大学等の成績証明書、小論文 <u>（高配点）</u>、面接 （略）</p> <p>上記のとおり選抜方法は選抜区分ごとに明確に設定のうえ、アドミッション・ポリシーに基づく選抜基準に準じ、<u>傾斜配点を設定したうえで総合的に評価し</u>、入学者選抜の可否は入学者選抜実施委員会において客観的かつ公正に判定する予定である（障害のある者や性的マイノリティーに対する配慮を含む）。また、検定料や学納金などの必要経費の情報についても、広く周知を図る予定である。</p>	<p>・学校推薦型選抜（定員 10 人） AP(1)(4)(5)</p> <p>→ 志願理由書、調査書、小論文、面接</p> <p>・社会人選抜（定員若干名） AP(1)(3)(4)(5)</p> <p>→ 志願理由書、調査書又は大学等の成績証明書、小論文、面接</p> <p>・一般選抜Ⅰ（定員 4 人）AP(1)(4)(5)</p> <p>→ 志願理由書、調査書又は大学等の成績証明書、学力試験、面接</p> <p>・一般選抜Ⅱ（定員若干名）AP(1)(4)(5)</p> <p>→ 志願理由書、調査書又は大学等の成績証明書、小論文、面接</p> <p>・一般選抜Ⅲ（定員若干名）AP(1)(4)(5)</p> <p>→ 志願理由書、調査書又は大学等の成績証明書、小論文、面接 （略）</p> <p>上記のとおり選抜方法は選抜区分ごとに明確に設定のうえ、アドミッション・ポリシーに基づく選抜基準に準じ、総合的に評価し、入学者選抜の可否は入学者選抜実施委員会において客観的かつ公正に判定する予定である（障害のある者や性的マイノリティーに対する配慮を含む）。また、検定料や学納金などの必要経費の情報についても、広く周知を図る予定である。</p>
<p><u>（資料 P288）</u></p> <p><u>33 選抜方法とアドミッション・ポリシーとのマトリクス表</u></p>	<p>（追加）</p>

(是正事項) 歯科技工学科

5. 「教員名簿」に調書番号1の教員の記載がなく、「教員個人調書」との間で書類の不整合があるため、適切に改めること。

(対応)

上記のご指摘を踏まえ、小松崎明(1)が教員名簿に記載されていなかったため、教員名簿に追加する。

(新旧対照表) 教員名簿(教員の氏名等)

新	旧
(P2) 小松崎 明(1) 学長 <令和7年4月>	(P2) (追加)

(是正事項) 歯科技工学科

6. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を基幹教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として基幹教員が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

上記のご指摘を踏まえ、当初予定していた三富加奈子(8)が「不可」の判定を受けたため、各種書類より削除し、助手として配置する。

(新旧対照表) 基本計画書

新			旧		
(P1~2)			(P1~2)		
基幹教員		助手	基幹教員		助手
助教	計		助教	計	
<u>0</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	1	7	0
(0)	(6)	(1)	(1)	(7)	(0)
<u>0</u>	<u>6</u>	/	1	7	/
(0)	(6)		(1)	(7)	
0	0		0	0	
(0)	(0)		(0)	(0)	
<u>0</u>	<u>6</u>		1	7	
(0)	(6)		(1)	(7)	
0	0		0	0	
(0)	(0)		(0)	(0)	
0	0		0	0	
(0)	(0)		(0)	(0)	
<u>0</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	1	7	0
(0)	(6)	(1)	(1)	(7)	(0)
3	8	0	3	8	0

(3)	(8)	(0)	(3)	(8)	(0)
3	8		3	8	
(3)	(8)		(3)	(8)	
0	0		0	0	
(0)	(0)		(0)	(0)	
3	8		3	8	
(3)	(8)		(3)	(8)	
0	0		0	0	
(0)	(0)	(0)	(0)		
0	0	0	0		
(0)	(0)	0	0		
3	8	3	8		
(3)	(8)	(3)	(8)		
3	8	0	3	8	0
(3)	(8)	(0)	(3)	(8)	(0)
<u>3</u>	<u>14</u>	<u>1</u>	4	15	0
(3)	(14)	(1)	(4)	(15)	(0)

(新旧対照表) シラバス

新	旧
(P24～25) 【歯科技工学概論】 授業担当者 関口博一	(P24～25) 【歯科技工学概論】 授業担当者 関口博一・三富加奈子
(P69～70) 【有床義歯技工学実習Ⅱ】 授業担当者 関口博一	(P69～70) 【有床義歯技工学実習Ⅱ】 授業担当者 関口博一・三富加奈子
(P76～77) 【歯冠修復技工学Ⅱ】 授業担当者	(P76～77) 【歯冠修復技工学Ⅱ】 授業担当者

関口博一 (P102～103) 【歯科技工実習】 授業担当者 関口博一	関口博一・三富加奈子 (P102～103) 【歯科技工実習】 授業担当者 関口博一・三富加奈子
--	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>(本文 P26～27)</p> <p>⑨ 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色</p> <p>歯科技工学科の開設にあたり、教育の理念、教育の目的及び教育の目標を達成するべく教員組織編成を予定しており、短期大学設置基準及び歯科技工士学校養成所指定規則に規定された基幹教員数及び条件を充たした編成となっている。また、基幹教員の職位は、日本歯科大学新潟短期大学教員選考資格基準【資料 13】に基づき明確に定められており、短期大学設置基準の規定を満たしている。</p> <p>教員の配置については、学長を除き基幹教員 6 名（専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの）を予定しており、内訳は、教授 3 名（歯科医師 3 名）、准教授 2 名（歯科医師 1 名）、講師 1 名（歯科技工士 1 名）であり、いずれも歯科技工教育を行うにあたり経験及び知識が豊富に備わっているため、教育面での問題はない。また、基幹教員以外の教員の配置は 6 名を予定しているが、同一キャンパス内に日本歯科大学新潟生命歯学部及び日本歯科大学新潟病院が設置されているため教育、研究及び臨床経験が豊富な歯科医師</p>	<p>(本文 P26～27)</p> <p>⑨ 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色</p> <p>歯科技工学科の開設にあたり、教育の理念、教育の目的及び教育の目標を達成するべく教員組織編成を予定しており、短期大学設置基準及び歯科技工士学校養成所指定規則に規定された基幹教員数及び条件を充たした編成となっている。また、基幹教員の職位は、日本歯科大学新潟短期大学教員選考資格基準【資料 13】に基づき明確に定められており、短期大学設置基準の規定を満たしている。</p> <p>教員の配置については、学長を除き基幹教員 7 名（専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの）を予定しており、内訳は、教授 3 名（歯科医師 3 名）、准教授 2 名（歯科医師 1 名）、講師 1 名（歯科技工士 1 名）、助教 1 名（歯科技工士 1 名）であり、いずれも歯科技工教育を行うにあたり経験及び知識が豊富に備わっているため、教育面での問題はない。また、基幹教員以外の教員の配置は 6 名を予定しているが、同一キャンパス内に日本歯科大学新潟生命歯学部及び日本歯科大学新潟病院が設置されているため教育、研究及び</p>

<p>及び歯科技工士が多数在籍しており、必要に応じて指導教員を追加していくことを検討している。<u>また、教育研究の補助員として、助手 1 名（歯科技工士）を配置予定である。</u>今回の学科認可申請を行うにあたり、基幹教員全 6 名は学校法人日本歯科大学内の組織に属しており、既に学校法人日本歯科大学理事会の承認、各所属長の承認及び基幹教員全 6 名本人の承諾は確認済みである。</p> <p>令和 7 年度開設以降の人事計画については、短期大学設置基準及び歯科技工士学校養成所指定規則の基準を満たすことを最優先事項とするが、教員の年齢構成に鑑み、計画的な人材育成及び人材確保を目指している。日本歯科大学新潟短期大学教職員の定年については、学校法人日本歯科大学教職員定年規程【資料 14】に「満 65 歳に達した日の属する月の末日」と規定されており、開設時の基幹教員編成においては、令和 9 年 3 月 31 日（完成年度の 3 月 31 日）時点で定年を迎える教員は皆無である。また、開設時の基幹教員の年齢構成は、60～64 歳が 2 名（教授 1 名、講師 1 名）、50～59 歳が 2 名（教授 2 名）、40～49 歳が 2 名（准教授 2 名）であり、均整のとれた職階及び年齢構成となっている。</p>	<p>臨床経験が豊富な歯科医師及び歯科技工士が多数在籍しており、必要に応じて指導教員を追加していくことを検討している。今回の学科認可申請を行うにあたり、基幹教員全 7 名は学校法人日本歯科大学内の組織に属しており、既に学校法人日本歯科大学理事会の承認、各所属長の承認及び基幹教員全 7 名本人の承諾は確認済みである。</p> <p>令和 7 年度開設以降の人事計画については、短期大学設置基準及び歯科技工士学校養成所指定規則の基準を満たすことを最優先事項とするが、教員の年齢構成に鑑み、計画的な人材育成及び人材確保を目指している。日本歯科大学新潟短期大学教職員の定年については、学校法人日本歯科大学教職員定年規程【資料 14】に「満 65 歳に達した日の属する月の末日」と規定されており、開設時の基幹教員編成においては、令和 9 年 3 月 31 日（完成年度の 3 月 31 日）時点で定年を迎える教員は皆無である。また、開設時の基幹教員の年齢構成は、60～64 歳が 2 名（教授 1 名、講師 1 名）、50～59 歳が 2 名（教授 2 名）、40～49 歳が 2 名（准教授 2 名）、30～39 歳が 1 名（助教）であり、均整のとれた職階及び年齢構成となっている。</p>
--	--

(新旧対照表) 学生確保の見通し等を記載した書類

新	旧
<p>(本文 P2～3)</p> <p>(1) 新設組織の概要</p> <p>①設置組織の概要</p> <p>(略)</p> <p>歯科技工学科の開設にあたり、教育の</p>	<p>(本文 P2～3)</p> <p>(1) 新設組織の概要</p> <p>①設置組織の概要</p> <p>(略)</p> <p>歯科技工学科の開設にあたり、教育の</p>

理念、教育の目的及び教育の目標を達成
するべく教員組織編成を予定しており、
短期大学設置基準及び歯科技工士学校養
成所指定規則に規定された基幹教員数及
び条件を充たした編成となっている。ま
た、基幹教員の職位は、日本歯科大学新
潟短期大学教員選考資格基準【資料 13】
に基づき明確に定められており、短期大
学設置基準の規定を満たしている。

教員の配置については、学長を除き基
幹教員 6 名（専ら当該学部等の教育研究
に従事する者であって、主要授業科目を
担当するもの）を予定しており、内訳は、
教授 3 名（歯科医師 3 名）、准教授 2 名
（歯科医師 1 名）、講師 1 名（歯科技工士
1 名）であり、いずれも歯科技工教育を行
うにあたり経験及び知識が豊富に備わっ
ているため、教育面での問題はない。ま
た、基幹教員以外の教員の配置は 6 名を
予定しているが、同一キャンパス内に日
本歯科大学新潟生命歯学部及び日本歯科
大学新潟病院が設置されているため教育、
研究及び臨床経験が豊富な歯科医師
及び歯科技工士が多数在籍しており、必
要に応じて指導教員を追加していくこと
を検討している。また、教育研究の補助
員として、助手 1 名（歯科技工士）を配
置予定である。今回の学科認可申請を行
うにあたり、基幹教員全 6 名は学校法人
日本歯科大学内の組織に属しており、既
に学校法人日本歯科大学理事会の承認、
各所属長の承認及び基幹教員全 6 名本人
の承諾は確認済みである。

令和 7 年度開設以降の人事計画につい
ては、短期大学設置基準及び歯科技工士
学校養成所指定規則の基準を満たすこと

理念、教育の目的及び教育の目標を達成
するべく教員組織編成を予定しており、
短期大学設置基準及び歯科技工士学校養
成所指定規則に規定された基幹教員数及
び条件を充たした編成となっている。ま
た、基幹教員の職位は、日本歯科大学新
潟短期大学教員選考資格基準【資料 13】
に基づき明確に定められており、短期大
学設置基準の規定を満たしている。

教員の配置については、学長を除き基
幹教員 7 名（専ら当該学部等の教育研究
に従事する者であって、主要授業科目を
担当するもの）を予定しており、内訳は、
教授 3 名（歯科医師 3 名）、准教授 2 名
（歯科医師 1 名）、講師 1 名（歯科技工士
1 名）、~~助教 1 名（歯科技工士 1 名）~~であ
り、いずれも歯科技工教育を行うにあ
たり経験及び知識が豊富に備わっているた
め、教育面での問題はない。また、基幹教
員以外の教員の配置は 6 名を予定してい
るが、同一キャンパス内に日本歯科大学
新潟生命歯学部及び日本歯科大学新潟病
院が設置されているため教育、研究及び
臨床経験が豊富な歯科医師及び歯科技工
士が多数在籍しており、必要に応じて指
導教員を追加していくことを検討してい
る。今回の学科認可申請を行うにあたり、
基幹教員全 7 名は学校法人日本歯科大学
内の組織に属しており、既に学校法人日
本歯科大学理事会の承認、各所属長の承
認及び基幹教員全 7 名本人の承諾は確認
済みである。

令和 7 年度開設以降の人事計画につい
ては、短期大学設置基準及び歯科技工士
学校養成所指定規則の基準を満たすこと
を最優先事項とするが、教員の年齢構成

<p>を最優先事項とするが、教員の年齢構成に鑑み、計画的な人材育成及び人材確保を目指している。日本歯科大学新潟短期大学教職員の定年については、学校法人日本歯科大学教職員定年規程【資料14】に「満65歳に達した日の属する月の末日」と規定されており、開設時の基幹教員編成においては、令和9年3月31日（完成年度の3月31日）時点で定年を迎える教員は皆無である。また、開設時の基幹教員の年齢構成は、60～64歳が2名（教授1名、講師1名）、50～59歳が2名（教授2名）、40～49歳が2名（准教授2名）であり、均整のとれた職階及び年齢構成となっている。</p>	<p>に鑑み、計画的な人材育成及び人材確保を目指している。日本歯科大学新潟短期大学教職員の定年については、学校法人日本歯科大学教職員定年規程【資料14】に「満65歳に達した日の属する月の末日」と規定されており、開設時の基幹教員編成においては、令和9年3月31日（完成年度の3月31日）時点で定年を迎える教員は皆無である。また、開設時の基幹教員の年齢構成は、60～64歳が2名（教授1名、講師1名）、50～59歳が2名（教授2名）、40～49歳が2名（准教授2名）、30～39歳が1名（助教）であり、均整のとれた職階及び年齢構成となっている。</p>
--	---

(新旧対照表) 教員名簿 (教員の氏名等・学位保有状況)

新	旧
(P2) (削除)	(P2) 三富 加奈子 (8) 基 (主専) 助教 <令和7年4月>
(P3) 助教・その他・30～39歳 <u>0</u> 人	(P3) 助教・その他・30～39歳 1人
助教・その他・合計 <u>0</u> 人	助教・その他・合計 1人
合計・その他・30～39歳 <u>0</u> 人	合計・その他・30～39歳 1人
合計・その他・合計 <u>1</u> 人	合計・その他・合計 2人

(是正事項) 歯科技工学科

7. 本学の校舎面積について、短期大学設置基準別表第二の備考7のただし書を適用し、本学の専用部分に、隣接する日本歯科大学（新潟歯学部）との共用部分を加えることにより、同基準第31条に規定する校舎面積基準を満たそうとする計画であると考えられる。しかしながら、基本計画書の「校舎」に記載されている面積を確認する限り、日本歯科大学の校舎の専用部分と本学と日本歯科大学の共用部分の面積の合計が、大学設置基準第37条の2に規定する必要校舎面積を下回っていることから、短期大学設置基準別表第二の備考7のただし書を適用し、隣接する日本歯科大学（新潟歯学部）との共用部分を加えることができるのか疑義があることから、本学の校舎面積が短期大学設置基準第31条の規定を適切に満たしているとは判断できない。このため、日本歯科大学の校舎の専用部分と本学と日本歯科大学の共用部分の面積の合計が大学設置基準第37条の2に規定する必要校舎面積を上回っていることを示すことにより、短期大学設置基準別表第二の備考7のただし書を適用し、本学の専用部分に隣接する日本歯科大学（新潟歯学部）との共用部分を加えることで同基準第31条に規定する校舎面積基準を満たすことを明らかにすること。

(対応)

上記のご指摘を踏まえ、日本歯科大学及び日本歯科大学新潟短期大学の校舎面積計画について、以下のとおり内容を明確にした。

日本歯科大学校舎面積 42,877.45 m²（生命歯学部校舎面積 29,219.64 m²＋新潟生命歯学部校舎面積 13,657.81 m²）は、大学設置基準第37条の2に規定される日本歯科大学必要校舎面積 24,300 m²（生命歯学部 13,100 m²（収容定員 960 人）＋新潟生命歯学部 11,200 m²（収容定員 720 人））を上回り、基準を満たしている。

従って、短期大学設置基準別表第二の備考7のただし書を適用することが可能となり、日本歯科大学新潟短期大学校舎面積 10,235.14 m²（専用校舎面積 2,734.91 m²＋隣接する日本歯科大学新潟生命歯学部との共用面積 7,500.23 m²）は、短期大学設置基準第31条に規定される日本歯科大学新潟短期大学必要校舎面積 3,050 m²を上回り、基準を満たしているといえる。

(新旧対照表) 基本計画書

新	旧
(P2) 「校舎」 共用する他の学校等の専用 <u>19,606.16 m²</u>	(P2) 「校舎」 共用する他の学校等の専用 6,157.58 m ²

(<u>19,606.16 m²</u>)	(6,157.58 m ²)
計	計
<u>29841.30 m²</u>	16392.72 m ²
(<u>29841.30 m²</u>)	(16392.72 m ²)
備考	備考
<u>日本歯科大学と共用</u>	(追加)